

平針北学区地域福祉推進協議会規約

第 1条 【目的】

平針北学区地域福祉協議会(以下協議会という)は、福祉風土づくりを目指し、身近な福祉問題を明らかにし、住民主体による地域ぐるみの福祉活動をすすめる事により住民の福祉増進を図ることを目的とする。

第 2条 【名称及び所在地】

本協議会は、平針北学区地域福祉推進協議会(以下協議会という)と称し、所在地を平針北コミュニティセンター「天白区平針1-1415」内とする。

第 3条 【事業】

協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 地域福祉情報の収集及び提供
2. 福祉に関する啓発
3. ボランティアの発掘
4. 地域の福祉状況及びその要請に対応した福祉活動
5. その他、地域住民の福祉向上を図る事業

第 4条 【構成員】

協議会は、学区内に所属する以下の団体から選出された10名以上の者をもって構成する。

- | | |
|-------------|-----|
| 1. 区政協力委員会 | 3名 |
| 2. 民生・児童委員会 | 3名 |
| 3. 保健環境委員会 | 1名 |
| 4. 婦人会 | 1名 |
| 5. 老人会連合会 | 1名 |
| 6. 子ども会 | 1名 |
| 7. その他 | 若干名 |

第 5条 【役員】

協議会に次の役員を置く。

- | | |
|-----|----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 1名 |
| 会 計 | 1名 |
| 監 査 | 2名 |

2. 前項の役員は、構成員の中から互選する。

第 6条 【任 期】

役員及び構成員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第 7条 【役員の仕事】

会長は、協議会を代表し会務を統括するほか、会議を招集し議長となる。

2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故があつた場合はその職務を代理する。
また、会議の書記を務める。
3. 会計は、会計事務を担当する。
4. 監査は、会計事務を監査する。
5. 役員は、役員会を設け、活動計画の立案、予算作成などを協議する。
6. 役員会は、会長が必要と認めるとき招集し開催する。

第 8条 【会議及び総会】

会議は、協議会の構成員をもって構成し、協議会の運営に関して審議・決定する。

2. 会議は、定例会及び臨時会とする。
3. 定例会は年4回、臨時会は会長が必要と認めるとき招集し開催する。
4. 会議は、協議会の構成員の半数以上の出席を要し、その議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決定するところによるものとする。
5. 総会は、会長が招集し、協議会構成員の3分の2以上の出席を要する。
その議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決定するところによるものとする。議長は会長を務める。

第 9条 【経費】

協議会の経費は、負担金、助成金、寄付金およびその他の収入によるものとする。

付則 この規約は、平成5年4月1日から施行する。
平成28年4月 一部改訂